別紙　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見（15件）に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第二次試験合格に代わるものとして実施されている中小企業大学校における養成課程について、前年度又は当年度における第一次試験の合格が要件となっているところ、再試験を受験する者は例年よりも第一次試験の合格発表の時期が遅くなることから本年度の応募が困難となることが懸念される。養成課程の申込期限や対象となる第一次試験の実施年度の拡充などの救済措置についても検討すべきではないか。	那覇地区の受験生を対象とした中小企業大学校における中小企業診断士養成課程の応募については、中小企業大学校とともに適切に対応いたします。 【参考】令和5年度　沖縄県那覇地区の中小企業診断士第1次試験　再試験受験予定の皆様への特例措置について https://www.smrj.go.jp/institute/tokyo/training/supporter/smeconsultant/outline/index.html
2	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項において年度内に第一次試験の再試験を受験することが制度上予定されている那覇地区の受験生については、その他の地区の受験生と比較して第一次試験に向けた試験準備期間が長く確保されていることから、全受験生間で公平な取扱いとなるよう、本年8月に既に実施された第一次試験と年度内に実施を予定している第一次試験再試験との間で得点調整を行う、那覇地区以外の全ての受験生も再試験を受験することを認めるなどの措置を講じるべきではないか。	那覇地区の受験生とその他の地区の受験生とで差別的な取扱いが生じることがないよう、試験を実施する中小企業診断協会において再試験問題の作成を適切に行うとともに、既に実施した本年度の第一次試験と本年度中に実施する予定の再試験の結果を踏まえた得点調整等の対応についても適切に実施してまいります。なお、再試験については、一部の地区において、災害その他やむを得ない事由により試験が実施されなかったことにより第二次試験の期日までに第一次試験を受験することができない者を対象とした措置であり、それ以外の地区の受験生については、第一次試験の受験機会が確保されていたことから、今年度の再試験については那覇地区で受験を予定していた者を対象に実施することとしています。
3	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項により、例年よりも多くの受験生が第二次試験を受験することが想定されるため、改正前の規則に基づき第二次試験を受験する者にとって不利益変更とならないよう、十分な採点期間や人員の確保等も行いつつ第二次試験の適切な運営に努めるべきではないか。	那覇地区の受験生とその他の地区の受験生とで差別的な取扱いが生じることがないよう、試験を実施する中小企業診断協会において適切に第二次試験を実施してまいります。
4	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項においては、災害その他やむを得ない事由で第一次試験の全部又は一部が行われなかった場合について規定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大や公共交通機関の遅延・運休などについても、やむを得ない事由として認めるべきではないか。	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第３項については、災害その他やむを得ない事由により試験が実施されなかったことにより第二次試験の期日までに第一次試験を受験することができない者を対象とした措置であるため、公共交通機関の遅延・運休等により第一次試験を受験することが出来なかった場合であっても、第一次試験そのものが予定どおり実施されている場合は同項には該当しません。
5	今回の省令改正では、災害その他やむ得ない事由により第一次試験が行われなかった場合に係る規定を新設しているが、災害その他やむを得ない事由により第二次試験が行われなかった場合についても同様に規定すべきではないか。	今回の省令改正は、災害その他やむを得ない事由により試験が実施されなかったことにより第二次試験の期日までに第一次試験を受験することができない者に対して、その他の地区の受験生と同様に受験の機会を担保することを目的としており、改正前の中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第１項においては、「第二次試験は、当該年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる」と規定されていることから、災害その他やむを得ない事由により第二次試験の期日までに第一次試験の全部又は一部が実施されなかったことにより、第一次試験を受けることができなかった者は、第一次試験の合格を経ずに第二次試験を受けることができる旨の規定を、同規則第43条第３項に新たに追加することとしたものです。
6	本年度の中小企業診断士試験は既に実施されており、同一年度の受験生間の公平性・公正性担保の観点からも、改正後の本規則に基づく試験の実施については来年度以降とし、本年度の試験について遡及適用するべきではない。	今回の省令改正は、災害その他やむを得ない事由により試験が実施されなかったことにより第二次試験の期日までに第一次試験を受験することができない者に対して、その他の地区の受験生と同様に受験の機会を担保することを目的としており、また、本改正により第一次試験の合格を経ずに第二次試験を受けることが可能となる那覇地区の受験生並びに令和５年度第一次試験合格者を対象とした第二次試験の申込手続については、本省令の施行日以降に開始することを予定しています。なお、那覇地区の受験生とその他の地区の受験生とで差別的な取扱いが生じることがないよう、試験を実施する中小企業診断協会において再試験問題の作成について適切に行うとともに、既に実施した本年度の第一次試験と本年度中に実施する予定の再試験の結果を踏まえた得点調整等の対応についても適切に実施してまいります。

7	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項において年度内に第一次試験の再試験を実施することが制度上予定されているが、那覇地区で第一次試験の受験を予定していたが本年度中に実施される再試験を受験しない者については、受験手数料の返還や一次試験の科目合格の有効期間を延長するなどの対応を行うべきではないか。	那覇地区で第一次試験の受験を予定していたが本年度中に実施する予定の再試験を受験しない者については受験手数料を返還すべく、今後、受験生の皆様への対応を進めてまいります。また、再試験を受験しない方の科目合格の有効期限については、再試験の実施により第一次試験受験の機会はその他の地区の受験生と同様に担保されていることから、有効期限の延長等の特段の措置は行いません。
8	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項において年度内に第一次試験の再試験を受験することが制度上予定されているが、受験者数の規模が大きい都市圏では試験会場確保等の点から年度内の第一次試験の再試験実施が困難な場合が想定されることや、当該規定に基づき第二次試験を受験し合格したが、仕事や育児等の個人的な事情により年度内に実施する第一次試験の再試験を受験することができない者なども想定されることから、第二次試験の合格の効力について次年度以降においても有効とすべきではないか。	今回の省令改正により、第一次試験合格前に第二次試験の受験を可能とするのは、災害その他やむを得ない事由により試験が実施されなかったことにより第二次試験の期日までに第一次試験を受験することができなかったことを要件とする例外措置であり、当該例外措置による第二次試験の合格の効力については、災害その他やむを得ない事由により第二次試験の期日までに第一次試験を受験することができなかった者に対して、その他の地区の受験生と同様に受験の機会を確保するという目的の達成に必要な範囲での取扱いとすることが適切であることから、第二次試験の期日の属する年度に実施する第一次試験に合格しなかったときは、当該第二次試験の合格の効力は失われるものとしています。
9	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項において年度内に第一次試験の再試験を受験することが制度上予定されているが、当該再試験の合格の効力については科目合格も含め改正前の規則に基づき実施される第一次試験と同様の取扱いとなることについても本規則に明記すべきではないか。	本年度中に実施する予定の第一次試験の再試験の合格に関する取扱いについては、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則に基づき、科目合格を含め、既に実施した本年度の第一次試験と同様に取り扱うことになるため、これらの取扱いについても適切に受験生の皆様に周知をしてまいります。
10	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項において年度内に第一次試験の再試験を受験することが制度上予定されているが、当該再試験の合格の効力については、現行制度においては、次年度に実施される第二次試験までしか適用されないが、再試験に合格したものの本年度に実施される第二次試験を受験しない場合にあっては、再来年度に実施される第二次試験までその合格の効力が適用される旨の規定を追加すべきではないか。また、既に実施された第一次試験と再試験との間で難易度の調整を行うことは困難であると考えられることから、再試験については科目合格の対象外とすべきではないか。	既に実施した本年度の第一次試験と本年度中に実施する予定の再試験の合格に関して異なる取扱いをすることは、受験者間の不公平な取扱いとなることから、同様に取り扱うこととしています。那覇地区の受験生とその他の地区の受験生とで差別的な取扱いが生じることがないよう、試験を実施する中小企業診断協会において再試験問題の作成について適切に行うとともに、既に実施した本年度の第一次試験と本年度中に実施する予定の再試験の結果を踏まえた得点調整等の対応についても適切に実施してまいります。
11	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項において年度内に第一次試験の再試験を受験することが制度上予定されているが、再試験の実施に当たっては試験会場借料を始めとする多くの費用が発生すると考えられるところ、これらの費用について当該試験の受験手数料や診断士協会の会費の増額等により賄うことを想定しているのであれば、一部の受験生のために多くの受験生・診断士等が不利益を被ることになるため不公平ではないか。	今回の省令改正は、中小企業診断士制度の維持に必要なものであり、全ての受験生に中小企業診断士試験受験の機会の公平性を担保することにつながるものです。
12	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項においては、災害等のやむを得ない事由で第一次試験の全部又は一部が行われなかった場合は、第二次試験を受験した上で年度内に第一次試験の再試験を受験することを制度上予定しているが、台風等のリスク低減のために第一次試験についてはより早い時期での実施とするとともに、災害等により第一次試験を実施することが困難な場合であっても第二次試験より前に第一次試験の再試験を実施することが可能となるよう、必要に応じて第二次試験の日程についても再検討した上で迅速に再試験を実施するために必要となる再試験問題作成等の所用の対応を事前に行うといった、試験運営に係る改善を行うべきではないか。	今後、台風を始めとした災害等のリスクを踏まえた中小企業診断士試験の運営に係る改善についても検討を進めてまいります。
13	第39条において「年」を「年度」に改める改正を行うこととしているが、どのような趣旨で改正を行うのか。	新設する中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第3項では、第二次試験に合格した場合であっても、当該試験の期日の属する年度に実施する第一次試験に合格しなかったときは、当該第二次試験の合格の効力は失われるものとしていることから、試験の実施回数について定めた第39条においても、毎年度少なくとも一回行う旨の改正を行うものです。